

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第161回）議事要旨

1. 日 時 平成23年1月11日（火） 13時30分から16時30分
2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室
3. 出席者
（委員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）佐々木事務室長、松浦事務室次長、池田主任調査員、前本主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
 - （2）申立事案の説明・審議
 - （3）その他（フリートーキング）
5. 会議経過
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
 - ・年金事務所での受付件数
878件（平成22年12月12日現在：厚生年金560件、国民年金318件）
 - ・第三者委員会への転送件数
814件（平成23年1月7日現在：厚生年金515件、国民年金299件）
 - （2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
議論の結果、①厚生年金2件について記録の訂正が必要なこと、②厚生年金6件及び国民年金1件について記録の訂正が必要でないことを決定した。
次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。
 - （3）次回は、平成23年1月18日（火）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第162回）議事要旨

1. 日 時 平成23年1月18日（火） 13時30分から16時30分
2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室
3. 出席者
（委員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）佐々木事務室長、松浦事務室次長、池田主任調査員、前本主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
 - （2）申立事案の説明・審議
 - （3）その他（フリートーカーキング）
5. 会議経過
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
 - ・年金事務所での受付件数
880件（平成23年1月2日現在：厚生年金562件、国民年金318件）
 - ・第三者委員会への転送件数
814件（平成23年1月17日現在：厚生年金515件、国民年金299件）
 - （2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
議論の結果、厚生年金3件について記録の訂正が必要でないことを決定した。
次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。
 - （3）次回は、平成23年1月28日（金）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第163回）議事要旨

1. 日 時 平成23年1月28日（金） 13時30分から16時30分
2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室
3. 出席者
（委員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）佐々木事務室長、松浦事務室次長、池田主任調査員、前本主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
 - （2）申立事案の説明・審議
 - （3）その他（フリートーカーキング）
5. 会議経過
 - （1）年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。
 - ・年金事務所での受付件数
881件（平成23年1月16日現在：厚生年金563件、国民年金318件）
 - ・第三者委員会への転送件数
818件（平成23年1月27日現在：厚生年金519件、国民年金299件）
 - （2）審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
議論の結果、①厚生年金1件について記録の訂正が必要であること、②厚生年金1件及び国民年金1件について記録の訂正が必要でないこと、を決定した。
次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。
 - （3）次回は、平成23年2月3日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）